第九規則　船体、機関及び設備の検査

(1)　(2)(a)に定める船体、機関及び設備（第七規則及び第八規則に関する事項を除く。）は、次の検査を受ける。

(a)　漁船の就航前の最初の検査（船底の外部の検査を含む。）

(b)　第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c)　国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。当該中間検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに中間検査を行うことを決定することができる。

(d)　国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e)　第十三規則(5)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年の期間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。同規則(5)の規定が適用される場合には、証書の延長された有効期間に一致するようにこの五年の期間を延長することができる。いかなる場合にも、この船底の外部の検査の間隔は、三十六箇月を超えてはならない。

(f)　第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとするとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2)　(1)の検査は、次のとおり行う。

(a)　最初の検査については、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。当該検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関及び補助機関（操舵装置及びその制御装置を含む。）、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していること並びに要求された復原性資料が備えられていることを確保するものとする。

(b)　更新検査については、(a)の船体、機関及び設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(c)　中間検査については、船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(d)　年次検査については、(a)の船体、機関及び設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。

(e)　船底の外部の検査及びこれと同時に行う関係事項の検査は、これらが漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するものとする。

(3)　(1)(c)から(e)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第十規則　検査後における状態の維持

(1)　漁船及びその設備の状態は、漁船が全ての点において当該漁船又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに引き続き適していることを確保するため、この附属書の規則に適合するように維持する。

(2)　第七規則から第九規則までの規定に基づく漁船の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備及びその他の事項の変更を行ってはならない。

(3)　漁船に事故が生じた場合又は欠陥が発見された場合において、当該事故又は欠陥が漁船の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該漁船の船長又は所有者は、できる限り速やかに関係する証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、第七規則から第九規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するための調査を開始する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、当該漁船の船長又は所有者は、寄港国の適当な当局にも直ちに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、その報告が行われたことを確認する。

第十一規則　証書の発給又は裏書

(1)　第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、次章から第十章までに定める関係要件その他この附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。

(2)　(1)に規定する国際漁船安全証書は、設備の記録によって補足される。

(3)　第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、この附属書の規則に基づいて漁船に免除を認める場合には、この規則に規定する証書のほかに、国際漁船免除証書と称する証書を発給する。

(4)　この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁により権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書する。いずれの場合においても、当該証書については、当該主管庁が全責任を負う。

第十二規則　他の締約国による証書の発給又は裏書

締約国は、主管庁の要請に基づき、漁船に検査を受けさせることができるものとし、この附属書の規則に定める要件に適合していると認める場合には、この附属書の規則に基づき、当該漁船に対して証書を発給し、若しくはその発給を許可し、又は当該漁船についての証書に裏書し、若しくはその裏書を許可する。このようにして発給される証書には、当該証書は漁船が旗国とする国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。当該証書は、第十一規則の規定に基づいて発給される証書と同一の効力を有し、及び同一のものとみなされる。

第十三規則　証書の有効期間及び効力

(1)　国際漁船安全証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。国際漁船免除証書は、関連する証書の有効期間を超えて効力を有してはならない。

(2)　(a)　更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)に定める要件にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(b)　更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c)　更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月より前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。